

1 出席・欠席

1 出席について

履修科目の単位認定にあたっては、授業への出席率が重視されます。出席回数が授業時数の3分の2に満たない場合は試験を受けることができない場合があります。

なお、3分の2以上の出席とは、やむを得ない理由による欠席を考慮してのことであって、3分の1まで欠席してもよいということではありません。日常の生活態度・健康管理に十分気を付けて欠席しないように心がけることが大切です。

2 遅刻・欠席について

履修登録をした授業は毎時間出席することが原則であり、病気やその他の不可抗力による欠席であっても出席扱いになることはありません。日頃から欠席することのないように心がけ、欠席した分については授業の遅れを取り戻せるよう、科目担当教員の指示に従ってください。なお、授業時数の3分の1を越えて欠席した学生は、試験を受けることはできません。また、授業時数には、履修登録確定日以前の授業も含まれます。

授業を遅刻・欠席する場合は、原則、学内メール等で授業の担当教員にご自身で連絡してください。届出等の手続きは必要ありません。原則として、遅刻限度は20分とし、20分を超えた場合は欠席としますが、交通遅延等の理由がある場合は授業担当教員に判断を仰いでください。

届出が必要な欠席は以下のとおりです。

①学校感染症による欠席〈教務課〉

完治するまで登校できません。（登校許可書に記載された日数は、欠席にはなりません。）登校許可書または診断書を教務課に提出してください。但し、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、当面の間登校許可書を求めておりません。病気についての質問は健康管理センターまでお問合せください。

*学校感染症とは下記の疾患です。

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ
- 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※報告方法や登校許可書は、本学ホームページ＞附属機関＞健康管理センター＞健康管理センターの利用について＞感染症への対応より確認してください。

②長期間（2週間以上2か月未満）の欠席〈教務課〉

2週間以上にわたって欠席する場合は、担任及び教務課に連絡してください。事前・事後速やかに「長期欠席届」に必要事項を記入し、診断書又は欠席理由を証明できる書類を添付して、担任の確認印を受けてください。その後、教務課で受付印を受け、欠席した全授業の担当教員に届を提出してください。※長期欠席届は教務課で受け取ってください。

③忌引きによる欠席〈教務課〉

身内に不幸があった場合は、事後速やかに「忌引届」に必要事項を記入し、「会葬礼状」又は「死亡届（写）」を添付して、担任の確認印を受けてください。その後、教務課で受付印を受け、欠席した全授業の担当教員に届を提出してください。※忌引届は教務課で受け取ってください。

忌引きと認める日数は、次のとおりとし、連続で取ってください。

本人との関係	日数
第一親等（父・母）	7 日
第二親等（兄弟姉妹・祖父母）	3 日
第三親等（叔父叔母・伯父伯母・曾祖父母）	1 日

- ※忌引きは、欠席にはなりません。
- ※忌引き日数の延長は認めません。
- ※休祝日も忌引きの日数に含みます。
- ※配偶者については、第一親等に準じます。
- ※第一親等及び第二親等の不幸による忌引きは、葬儀の日又は死亡の日を含む原則連続した範囲内の期間です。
- ※第三親等の不幸による忌引きは、葬儀当日のみとし、準備等における欠席は、忌引き扱いにはなりません。

④就職活動による欠席〈就職支援課〉

インターンシップや就職活動により授業を欠席する場合は、分かった時点で速やかに担当教員に申し出て了承を得たあと、「インターンシップ及び就職活動による欠席届」に必要事項を記入し、就職活動先で確認印を受けてください。事後速やかに就職支援課で確認印を受け、欠席した全授業の担当教員に提出してください。ただし、公欠にはなりません。

※「インターンシップ及び就職活動による欠席届」は、就職支援課窓口（7号館2階）又は、本学ホームページ＞進路・就職＞7号館2階 就職支援課の利用＞就職活動に伴い授業を欠席する場合より入手することができます。

⑤委員会やクラブ活動による欠席〈学生支援課〉

各委員会やクラブが、学外活動（公式戦など）で授業を欠席する場合は、分かった時点で速やかに学生支援課に申し出て、「課外活動による欠席届（授業・試験）」を受け取り、手続きをしてください。ただし、公欠にはなりません。

⑥学長が認める公式戦・行事による欠席〈学生支援課〉

全国大会、国民体育大会、国際大会等に選手等として参加する、大学に有益であると認められる行事等により授業を欠席する場合は、「公欠願」とそれを証明する書類等を添付の上、事前に担任又は顧問及び学科長の了解を得て、2週間前までに学生支援課に「公欠願」を提出してください。学長が認めた場合に限り「公欠」として扱います。

⑦裁判員制度に伴う欠席〈学生支援課〉

裁判員候補者に指名され、裁判員専任手続期日又は、審理・公判当日に裁判所へ出頭し授業を欠席した場合は欠席にはなりません。「公欠願」等の証明書類は、学生支援課へご相談ください。

2 休講について

担当教員の病気、その他の都合によって授業が休講となる場合があります。

その場合は、学内メール又はUNIPAから通知します。授業開始から30分以上経過しても授業が開始されない場合は、教務課に連絡し指示を受けてください。

3 臨時休講について

1 交通機関の運休による措置

自然災害やスト等の影響により通学不能の事態が発生、もしくは発生すると予測される場合、下記の基準により休講の措置をとります。休講となる場合はUNIPAより共通連絡があるほか、十文字学園ホームページ「緊急情報」のページに情報を掲載しますので、見落としのないよう注意してください。

路線名	状 況	授業の有無
JR 武蔵野線	午前6時の段階で全区間（府中本町ー西船橋間）止まっている場合	1 限休講
	午前8時の段階で全区間（府中本町ー西船橋間）止まっている場合	2 限休講
	午前10時の段階で全区間（府中本町ー西船橋間）止まっている場合	午後休講

- ・上記の状況を踏まえ、休講措置の判断を行い、判断時点以降に情報提供を行います。
- ・補講については、後日UNIPA等でお知らせします。
- ・学生は自身の安全を優先して対応してください。

2 緊急時の情報提供

台風や大雪、大雨、強風などの自然災害により、授業等に支障をきたす、もしくは通学上危険が伴う事態が発生又は予測される場合、大学から緊急連絡として下記ツールにて情報提供を行います。

十文字学園女子大学ホームページ＞重要なお知らせ

4 補 講

授業が休講となった場合や特に必要とする場合には、補講を行います。原則として専任教員の担当する授業科目は補講期間以外の時間又は、オンデマンド等で行い、非常勤講師の担当する授業科目は補講期間に行われます。補講期間に実施する補講日程は、教務課より掲示にて連絡します。